

## 例外的な事例の処理について

一次判定においては以下の点から例外事例の処理を行うこととする。

1. 樹形モデルを用いた介護に要する時間の推計から、「要支援」又は「要介護1」と判定される者のうち、
  - ・心身の状況に関する調査結果(73項目)から見て、3項目以下の項目に該当がある者については、「自立」とする処理を行う。  
10年度試行的事業において、二次判定で「要支援」等から「自立」に変更された者のうち、3項目以下に該当していたものが過半数である。
2. 同様に、時間推計上「自立」と判定される者のうち、
  - ・10項目以上に該当がある者については、「要支援」とする処理を行う。  
10年度試行的事業において、二次判定で「自立」から「要支援」に変更された者のうち、10項目以上に該当していたものが過半数である。

なお、これらの者についても、二次判定において、主治医意見書及び特記事項の内容に基づき、要介護度別に示される「状態像の例」に照らして審査判定が行われることとなる。